

○流山市文化財の保護に関する条例

昭和51年3月31日

条例第17号

改正 平成17年3月30日条例第9号

平成24年12月21日条例第29号

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 指定有形文化財（第5条～第18条）
- 第3章 指定無形文化財（第19条～第24条）
- 第4章 指定民俗文化財（第25条～第31条）
- 第5章 指定史跡名勝天然記念物（第32条～第37条）
- 第6章 選定保存技術（第38条～第42条）
- 第7章 文化財審議会（第43条～第46条）
- 第8章 補則（第47条）
- 第9章 罰則（第48条～第51条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第8号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を定め、もって市民の文化の向上に資するとともに、地方文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

（1）建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で本市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料その他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

（2）演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で本市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

(4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で本市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁その他の名勝地で本市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物で本市にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（市民の心構え）

第3条 市民は、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、この条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保管するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第4条 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 指定有形文化財

（指定）

第5条 教育委員会は、市内に存する有形文化財のうち重要なものを流山市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ流山市文化財審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を公示するとともに、当該市指

定有形文化財の所有者等に通知して行う。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第6条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市指定有形文化財について法第27条第1項の規定による指定又は県条例第4条第1項の規定による指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は速やかにその旨を公示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 市指定有形文化財の指定が解除されたときは、当該市指定有形文化財の所有者は、その日から10日以内に当該市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第7条 市指定有形文化財の所有者等は、この条例並びにこの条例に基づく流山市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）及び教育委員会の指示に従い市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情のあるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、その日から10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者等の変更等)

第8条 市指定有形文化財の所有者は、所有権又は権原に基づく占有権を変更しようとするときは、変更しようとする日の15日以前に指定

書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、その日から10日以内に指定書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損の届出)

第9条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第10条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者等(管理責任者がある場合は、その者)は、その所在の場所を変更しようとする日の15日以前に指定書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合は、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第11条 市指定有形文化財の所有者が、当該市指定有形文化財の管理又は修理に多額の費用を要し、当該所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

3 教育委員会は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な事項について条件を付することができる。

4 第1項の規定による補助金の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又はその者に対し既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関し条例、規則又は教育委員会規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(譲渡等の場合の納付金)

第12条 市が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき前条第1項の規定により補助金を交付した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額から当該修理等が行われた後当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

2 前項に規定する「当該補助金の額」とは、補助金の額を、補助に係る修理等を施した市指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(管理又は修理に関する勧告)

第13条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認められる場合又は当該市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等(管理責任者がある場合は、その者を含む。)に対し、その管理方法の改善、記録の作成、修理、保存その他その管理に関し必要な措置を勧告することができる。

(現状変更等の制限)

第14条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として必要に応じ指導及び助言を与えることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、

教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第15条 市指定有形文化財を修理しようとする者は、修理しようとする日の15日以前にその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第13条の規定による勧告又は前条の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、一定の期限を指定して当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

2 前項の公開に要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

3 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が公開されたときは、その職員のうちから市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

5 市は、第1項の規定による公開をしたことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、所有者に対し通常生ずべき損失を予算の範囲内において補償する。ただし、当該市指定有形文化財が所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合及び天災によって滅失し、き損した場合は、この限りでない。

(報告の請求)

第17条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者等(管理責任者がある場合は、その者を含む。)に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について、報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第18条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の

勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

第3章 指定無形文化財

(指定)

第19条 教育委員会は、市内に存する無形文化財のうち重要なものを流山市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、流山市文化財審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を公示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとする者（保持団体にあつては、その代表者）に通知して行う。

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、市指定無形文化財の保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 前項の規定による追加認定には、第3項及び第4項の規定を準用する。

(解除)

第20条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合又は保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 市指定無形文化財について法第71条第1項の規定による指定又は県条例第20条第1項の規定による指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、教育委員会は、速やかにその旨を公示するとともに当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた代表者に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を公示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第21条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人はその日から10日以内に、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について同様とする。

（保存）

第22条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のために適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項から第4項までの規定を準用する。

（公開）

第23条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を、勧告することができる。

2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第16条第2項及び第4項の規定を準用する。

3 市は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開には、当該市指定無形文化財の記録の所有者に対し、その公開に要する経費の

一部を補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項から第4項までの規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第24条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを相当と認める者に対し、その保存のために必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 指定民俗文化財

(指定)

第25条 教育委員会は、市内に存する有形の民俗文化財のうち重要なものを流山市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち重要なものを流山市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定をするには、第5条第2項から第6項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定をするには、第19条第3項の規定を準用する。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を公示して行う。

(解除)

第26条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第3項から第5項までの規定を、市指定無形民俗文化財の指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による指定又は県条例第26条第1項の規定による指定があったときは、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には第5条第

4 項の規定を、市指定無形民俗文化財の指定の解除には、前条第 4 項の規定を準用する。

5 市指定有形民俗文化財の指定が解除されたときは、当該市指定有形民俗文化財の所有者は、その日から 10 日以内に当該市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(管理)

第 27 条 市指定有形民俗文化財の管理には、第 7 条から第 10 条までの規定を準用する。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第 28 条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第 29 条 第 11 条から第 13 条まで、第 16 条から第 18 条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第 30 条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のために必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のために適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第 11 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の公開)

第 31 条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による市指定無形民俗文化財の記録の公開には、第 23 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

第 5 章 指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第 32 条 教育委員会は、市内に存する記念物のうち重要なものを流山

市指定史跡、流山市指定名勝又は流山市指定天然記念物（以下「市指定記念物」という。）に指定することができる。

2 前項の規定には、第5条第2項から第5項までの規定を準用する。

（解除）

第33条 市指定記念物が市指定記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定記念物について法第109条第1項の規定による指定又は県条例第34条第1項の規定による指定があったときは市指定記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には第6条第2項の規定を、前項の場合には第6条第4項の規定を準用する。

（標識等の設置）

第34条 教育委員会は、市指定記念物には、管理保存に必要な標識、説明板、境界標、囲さく、注意板その他の施設を設置するものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第35条 市指定記念物の指定地域内の土地について、当該土地の所在、地番、地目又は地積に異動がある場合には、当該所有者は、当該異動の日後10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（現状変更等の制限）

第36条 市指定記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項の規定による許可を与える場合には、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（準用規定）

第37条 第7条から第9条まで、第11条から第13条まで、第15条、第17条及び第18条の規定は、市指定記念物について準用する。

第6章 選定保存技術

（選定）

第38条 教育委員会は、文化財の保存のために欠くことのできない市

内に存する伝統的な技術又は技能（法第147条第1項の規定による選定又は県条例第40条第1項の規定による選定されたものを除く。）で保存の措置を講ずる必要があるものを流山市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 一の市選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第19条第3項から第6項までの規定を準用する。

（解除）

第39条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第20条第3項の規定を準用する。

4 市選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定及び県条例第40条第1項の規定による選定があったときは、市選定保存技術の選定は解除されたものとする。

5 前項の市選定保存技術の選定の解除には、第20条第5項の規定を準用する。

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたも

のとする。この場合には、教育委員会は、その旨を公示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第40条 保持者及び保存団体には、第21条の規定を準用する。

(保存)

第41条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のために必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項から第4項までの規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第42条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第7章 文化財審議会

(設置及び所掌事務)

第43条 教育委員会に、流山市文化財審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査し、審議し、並びに必要とする事項について、教育委員会に答申し、又は建議するものとする。

(組織及び任期)

第44条 審議会は、10名以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 独自の研究等により識見を有する者

(3) 市民等

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 5 条 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 8 章 補則

(委任)

第 4 7 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第 9 章 罰則

(刑罰)

第 4 8 条 市指定有形文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第 4 9 条 市指定記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡させた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第 5 0 条 第 1 4 条又は第 3 6 条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止命令に従わなかった者は、1万円以下の罰金又は科料に処する。

第 5 1 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前 3 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、昭和 5 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 3 月 3 0 日条例第 9 号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の流山市防災会議条例、流山市附属機関に関する条例、流山市文化財の保護に関する条例、流山市通学区域審議会条例、流山市史編さん審議会条例、流山市立幼稚園協議会条例、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、流山市都市計画審議会条例、流山市行財政改革審議会条例、流山市情報公開・個人情報保護審査会条例、流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、流山市産業振興基本条例、流山市生涯学習審議会条例及び流山市街づくり条例に基づき委嘱若しくは任命されている委員又は選任の手続が開始されている委員については、当該委嘱又は任命の期間満了日までに限り、なお従前の例による。